

## 高齢者ふれあい会食サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、民生委員児童委員や調理ボランティア等（以下、「団体」という。）が、高齢者の孤立化を防止し、地域での交流を図るために実施する高齢者ふれあい会食サービス（以下、「会食サービス」という。）に対し、伊勢市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、経費を助成することを目的に定める。

### (利用者)

第2条 この事業の利用者は、70歳以上の単身世帯で、かつ伊勢市内に在住する者とする。ただし、実施地域の実情等を勘案した上で、団体が必要と認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する者も対象とする。

- (1) 70歳以上の高齢者世帯
- (2) 70歳以上の日中独居者
- (3) その他伊勢市社会福祉協議会会長（以下、「社協会長」という。）が認めた者

### (実施地域)

第3条 この事業は、伊勢市内において実施する。

### (実施回数)

第4条 この事業の実施回数は、概ね月1回とする。

### (助成金額)

第5条 助成金額は、次の各号に掲げるものとし、助成回数は、年間12回(月1回)を限度とする。

- (1) 食事代として、月1回1食1人当たり350円。  
ただし、第2条記載の利用者と、団体に属する協力者を助成の対象とする。
- (2) 会場使用料として、1回当たり上限1,050円。

### (保険)

第6条 この事業の利用者及び団体に属する協力者は、社協が加入手続き及び保険料を支払う普通傷害保険に加入するものとする。

### (事業の申請及び報告)

第7条 第2条に該当し、会食サービスの利用を希望する者は、社協若しくは団体に申し込みをする。

- 2 会食サービスの実施を予定している団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業実施申請書【計画書】(様式第1号)を社協会長に提出する。
- 3 会食サービスを実施した団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業実施報告書(様式第2号)により、社協会長に結果を報告する。
- 4 経費を立て替えた団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業立て替え金請求書(様式第3号)により、社協会長に経費を請求する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。